

第 2 期久山町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない久山町を目指して～

令和 7 年 3 月

久山町

はじめに

我が国の自殺で亡くなった方の数は、平成 22 年以降減少傾向にあるものの、依然として毎年 2 万人を超えており、多くの方が自ら命を絶っているという現状にあります。自殺は、健康問題だけではなく、生活困窮や過労、子育ての不安などの様々な要因が複合して起こることが知られており、その多くが追い込まれた末での行動です。また、自殺は、個人だけの問題ではなく、その多くが防ぐことができる社会的な問題と考えられます。

平成 28 年の自殺対策基本法の改正で、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として実施されることを基本に、市町村でも自殺対策計画を定めるものとなりました。久山町でも令和 2 年 3 月に久山町自殺対策計画を策定し、地域住民や関係部署、関係機関等で役割を担いながら自殺対策に取り組んでまいりました。しかし、現時点で久山町の自殺者数は 0 ではない状況が続いており、引き続き自殺対策のための取り組みや連携が必要と考えられます。令和 6 年度をもって本計画の計画期間が満了することから、これまでの取り組みの見直しを行い、さらなる対策強化を図るため、次期計画を策定いたしました。

今後も久山町の基本理念にあります「国土・社会・人間」の 3 つの健康づくりを推進しながら、町民の皆様に寄り添った行政運営を図ることで、「誰も自殺に追い込まれることのない久山町」を目指していきます。全庁をあげて取り組むとともに、地域住民、関係機関等と連携しさらなる自殺対策を推進してまいります。皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和 7 年 3 月
久山町長 西村 勝

目次

1. 計画策定・見直しの趣旨等.....	1
1－1 わが国の自殺対策が目指すもの	1
1－2 計画を策定する法的根拠と位置づけ	2
1－3 計画の期間	2
1－4 計画の数値目標	2
2. 久山町における自殺の特徴.....	3
2－1 自殺者数・自殺死亡率の推移	3
2－2 男女別・年代別の自殺の状況	3
2－3 支援が優先されるべき対象群	4
2－4 生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例（参考資料）	5
3. 久山町におけるストレスチェック結果	6
3－1 男女別のうつ病の可能性の割合	6
3－2 年齢層別のうつ病の可能性の割合	6
3－3 男女別の希死念慮の割合	7
3－4 年齢層別の希死念慮の割合	7
4. いのちを支える自殺対策における取組	8
4－1 基本方針	8
4－2 施策の体系	9
4－3 基本施策	10
施策1 地域におけるネットワークの強化	10
施策2 自殺対策を支える人材の育成	11
施策3 住民への啓発と周知	12
施策4 生きることの促進要因への支援	13
施策5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	17

施策 6	生活困窮者・無職者への支援	20
施策 7	高齢者への支援	22
5. 資料編（相談窓口）		25

1. 計画策定・見直しの趣旨等

1-1) わが国の自殺対策が目指すもの

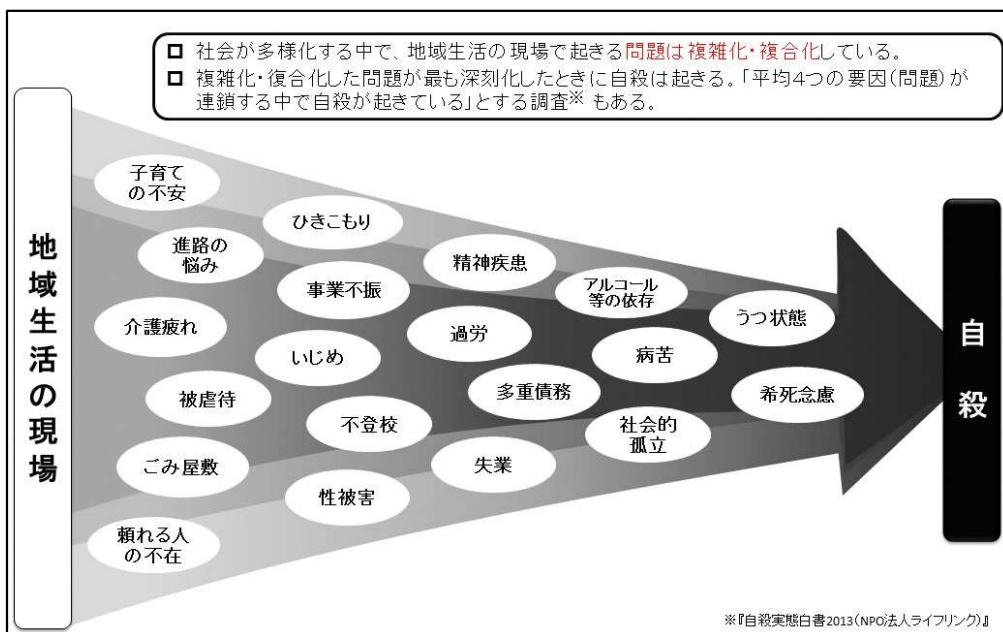
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しているのです。また、この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念とも合致しています。

また、近年新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、令和2年には特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっていることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

この度、本町の自殺対策計画が令和6年度に計画期間終了を迎えることから、令和7年度から11年度を計画期間とする新たな自殺対策計画（第2期）を策定いたしました。

図1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



1－2）計画を策定する法的根拠と位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨及び地域の実情等を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また「第 4 次久山町総合計画」を上位計画として、本町の関係する諸計画との整合性を図ります。計画で定める施策については毎年評価を実施し、令和 4 年 10 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえて策定したものです。

1－3）計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。また、国の政策と関連する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しをします。

1－4）計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、わが国の自殺対策が最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であること、また当面の目標として「令和 8 年までに自殺死亡률을平成 27 年と比べて 30%以上減少させる」と定められています。さらに、自殺死亡率※を 13.0 以下とすることも目標としており、令和 5 年は 10.7 でしたが、本町の平成 27 年～令和 5 年の自殺死亡率の平均は 19.9 と目標値よりも高値となっています。引き続き、久山町では「誰も自殺に追い込まれることのない久山町」を目指し、令和 11 年度までに自殺死亡률을 13.0 以下とすることを目指します。

※自殺死亡率…人口 10 万人あたりの自殺者数

２．久山町における自殺の特徴

２－１）自殺者数・自殺死亡率の推移

本町の平成 27 年から令和 5 年の自殺者数の合計は 16 名であり、令和 4 年は自殺者数 4 名と過去 9 年間で最多の人数となっています。

また、人口 10 万人あたりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率については、本町では平成 30 年頃まで減少傾向でしたが、令和元年から上昇し、令和 4 年は 43.4 と国や県の自殺死亡率と比較しても高値となっています。さらに、平成 27 年から令和 5 年の平均自殺死亡率についても、国や県と比較してもやや高値であり、引き続き対策を進めていく必要があります。

表 1 自殺者数・自殺死亡率の推移（平成 27 年～令和 5 年）

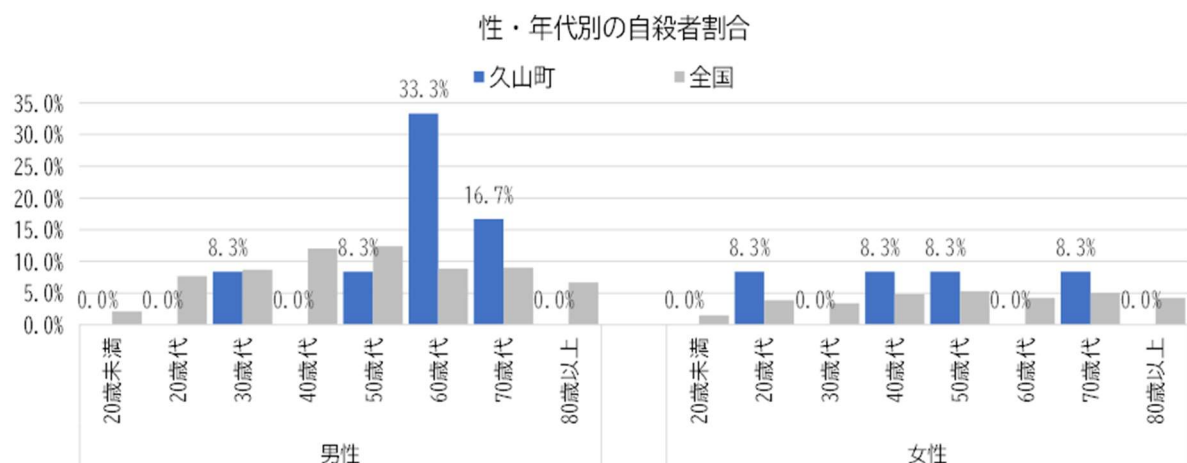
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計	平均
自殺者数（久山町）	3	0	1	0	2	2	3	4	1	16	1.8
自殺死亡率（久山町）	36.0	0.0	11.6	0.0	22.5	22.1	32.7	43.4	10.7	-	19.9
自殺死亡率（福岡県）	18.0	12.2	14.9	16.8	15.9	17.2	17.8	17.4	18.6	-	16.5
自殺死亡率（全国）	18.6	16.9	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3	17.3	-	16.8

出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）より作成

２－２）男女別・年代別の自殺の状況

図 2 の性・年代別の自殺者割合をみると、男性では 60～70 歳代が全国より多く、女性では 20 歳代、40～50 歳代、70 歳代が全国より多くなっています。同様に、図 3 の性・年代別の平均自殺死亡率（人口 10 万対）は男性では 30 歳代、50～70 歳代では全国より多く、女性では 20 歳代、40～50 歳代、70 歳代が全国より多くなっています。

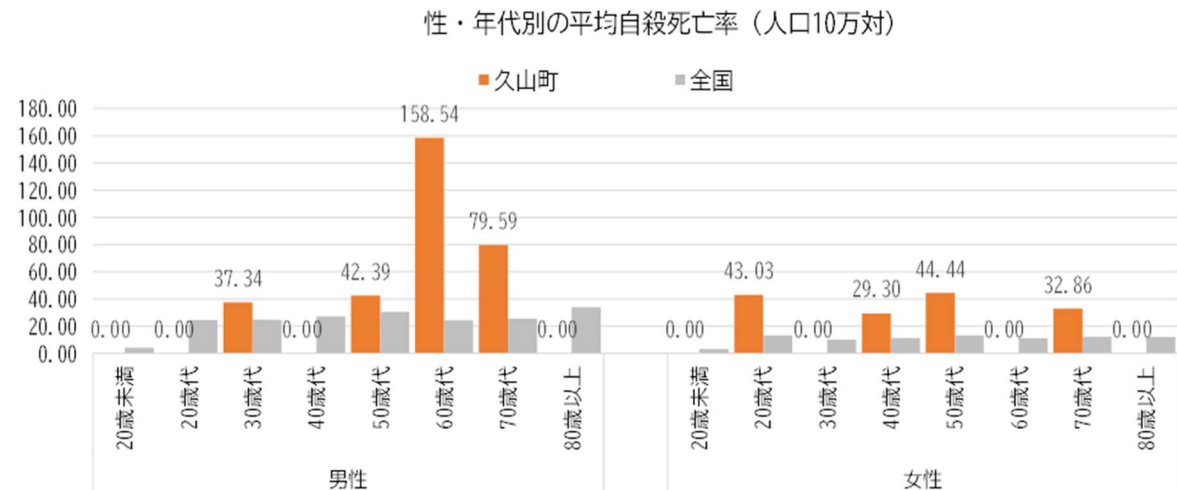
図 2 性・年代別の自殺者割合（令和元年～5 年）



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024 年更新版」

※全自殺者に占める割合を示す。

図3 性・年代別の平均自殺死亡率（人口10万対）（令和元年～5年）



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024 年更新版」
※全自殺者に占める割合を示す。

2－3）支援が優先されるべき対象群

令和元年～5 年の 5 年間における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024 年更新版」により、町において自殺で亡くなる割合の多い属性（性別・年代別・職業の有無・同居人の有無別）の上位 3 区分が下記表のとおりであることが分かりました。

表 2 地域の主な自殺者の特徴（令和元年～5 年合計）

自殺者の特性上位 3 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (人口 10 万対)
1 位：女性 40～59 歳無職同居	2	16.7%	97.7
2 位：男性 60 歳以上有職同居	2	16.7%	78.4
3 位：男性 60 歳以上無職同居	2	16.7%	63.7

出典) いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024 年更新版」より
作成

※自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基にいのち支える自殺対策推進センターにて推計したものです。

2-4) 生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例（参考資料）

自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、下記表のようなことが自殺の背景として考えられます。

生活状況				背景にある主な危機経路の例
男性 20～39 歳	有職	同居		職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
		独居		①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	無職	同居		①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
		独居		①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
60 歳以上	有職	同居		①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
		独居		配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
	無職	同居		失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
		独居		失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性 20～39 歳	有職	同居		離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居		① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
	無職	同居		DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居		①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60 歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

背景にある主な危機経路の例は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にしています。

3. 久山町におけるストレスチェック結果

令和 5 年～6 年度のひさやま健診において、20～97 歳までの受診者 2,872 人に対して PHQ-9 質問紙によるストレスチェックを実施しました。また、うつ病の可能性がありとされた方と希望者の計 104 名にストレス相談を行い、うち 6 名を医療機関に紹介しました。

3-1) 男女別のうつ病の可能性の割合

受診者 2,872 人のうち、うつ病の可能性のある方の割合は全体の 4.25%で、男女別に見ると、男性が 3.82%、女性が 4.59%となっています。平成 29 年と比較すると 2%近く増加していることが分かります。

表 3 男女別のうつ病の可能性の割合

	正常			うつ病の可能性有り		
	人数	割合 (%)	【参考】 H29 割合 (%)	人数	割合 (%)	【参考】 H29 割合 (%)
男性	1,233	96.18	97.49	49	3.82	2.51
女性	1,517	95.41	97.09	73	4.59	2.91
合計	2,750	95.75	97.27	122	4.25	2.73

出典：九州大学久山町研究室

3-2) 年齢層別のうつ病の可能性の割合

年齢層別のうつ病の可能性のある方の割合をみたところ、特に 40 歳未満、80 歳以上に多いことが分かりました。

表 4 年齢層別のうつ病の可能性の割合

	正常		うつ病の可能性 あり		合計
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数
40 歳未満	193	93.69	13	6.31	206
40 歳代	582	95.41	28	4.59	610
50 歳代	521	96.48	19	3.52	540
60 歳代	607	97.28	17	2.72	624
70 歳代	691	95.18	35	4.82	726
80 歳以上	156	93.98	10	6.02	166
合計	2,750	95.75	122	4.25	2,872

出典：九州大学久山町研究室

3-3) 男女別の希死念慮の割合

ここでいう希死念慮とは、PHQ-9 質問紙において、「死んだほうがましだ、あるいは自分を何らかの方法で傷つけようと思ったことがある」の問いにこの 2 週間で数日～ほぼ毎日と回答した方を示します。

希死念慮を持ったことがある人の割合は、受診者のうち 6.86%で、男女別では男性 6.71%、女性 6.98%で有意な差はありませんでした。

表 5 男女別希死念慮の割合 ※ストレスチェック受検前直近 2 週間での状況を回答

	全くない		数日～ほぼ毎日		合計
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数
男性	1,196	93.29	86	6.71	1,282
女性	1,479	93.02	111	6.98	1,590
合計	2,675	93.14	197	6.86	2,872

出典：九州大学久山町研究室

3-4) 年齢層別の希死念慮の割合

年齢層別の希死念慮の割合は 40 歳未満で 9.22%と一番高く、次いで、80 歳以上、40 歳代、70 歳代の順で高くなっています。

表 6 年齢別希死念慮の割合 ※ストレスチェック受検前直近 2 週間での状況を回答

	全くない		数日～ほぼ毎日		合計
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	
40 歳未満	187	90.78	19	9.22	206
40 歳代	564	92.46	46	7.54	610
50 歳代	503	93.15	37	6.85	540
60 歳代	594	95.19	30	4.81	624
70 歳代	674	92.84	52	7.16	726
80 歳以上	153	92.17	13	7.83	166
合計	2,675	93.14	197	6.86	2,872

出典：九州大学久山町研究室

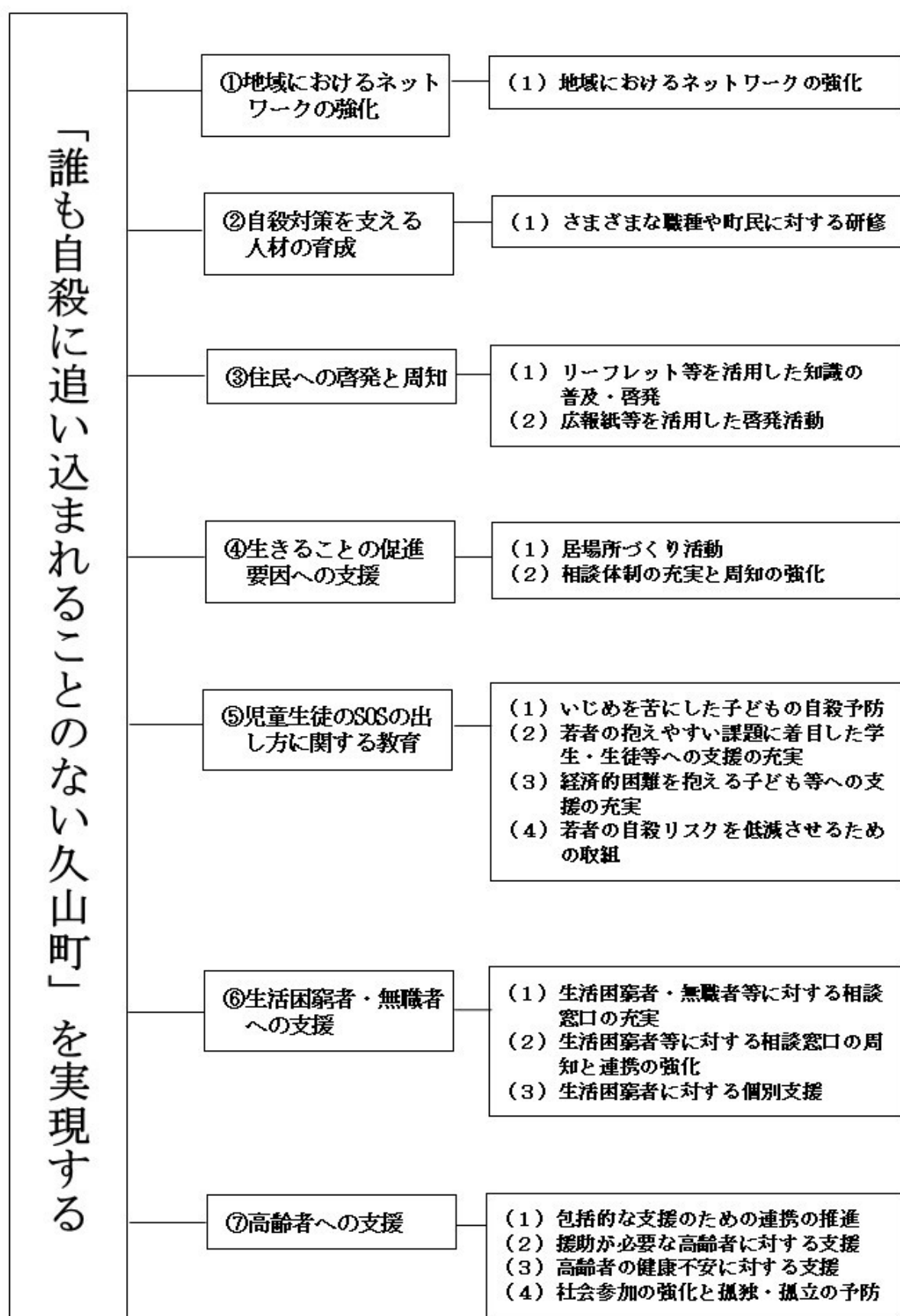
4. いのちを支える自殺対策における取組

4－1) 基本方針

久山町では、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施することが望ましいとされている項目に、いのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル 2024」で久山町の重点施策として挙げられた項目を加え、以下の7つの施策を実施していきます。

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 住民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育
- ⑥ 生活困窮者・無職者への支援
- ⑦ 高齢者への支援

4-2) 施策の体系



4－3）基本施策

施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限にその効果を発揮して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政やさまざまな組織、関係機関、町民等地域全体で連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。さまざまな分野の施策、人々、組織が密接に連携し、顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支えるまちづくりを推進します。

（1）地域におけるネットワークの強化

取組（事業名）	事業内容	担当課等
医療機関や保健福祉事務所、町との連携強化	自殺リスクの高い住民に対して、早期支援につなげられるよう、町と粕屋保健福祉事務所、医療機関の連携を強化して支援しています。	健康課
生活困窮者自立支援事業との連携強化	自殺リスクの高い生活困窮者に対して、自立相談支援、家計支援、就労支援等を実施する福岡県自立相談支援事務所や、生活保護制度を担う粕屋保健福祉事務所等の関係機関と久山町が連携を強化して支援しています。	健康課 福祉課 福岡県
久山町こども家庭センター	本町では令和6年4月に久山町こども家庭センター「こそだテラス」「こそだテラス little」を設置しました。母子保健と児童福祉の機能の連携強化を図り、妊産婦・こども・保護者・子育て家庭を切れ目なく支援しています。また、要保護児童の早期発見と早期対応を図るために要保護児童対策地域協議会を開催し、役場関係部署、学校関係者、警察、児童相談所等と情報共有及び連携強化を図っています。	福祉課 健康課
地域ケア会議	地域の高齢者が抱える課題を自殺対策支援も考慮して検討を行い、個別支援やネットワークの構築を図っています。	福祉課

施策２ 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう必要な研修の確保を図ります。

（１）さまざまな職種や町民に対する研修

取組（事業名）	事業内容	担当課等
ゲートキーパー養成講座	地域住民と接する機会が多い民生委員、児童委員、町職員に悩みや変化に気づいてもらうため、ゲートキーパー養成講座を実施しています。	健康課 福祉課

施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、こうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通になるよう、積極的に普及啓発する必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発事業を展開していきます。

(1) リーフレット等を活用した知識の普及・啓発

取組（事業名）	事業内容	担当課等
リーフレットの配布やポスター掲示、相談窓口の周知	役場庁舎内やヘルス C&C センター窓口リーフレットを配置し、相談窓口やこころの健康づくりに関する周知・啓発を行っています。また、自殺対策強化月間にあわせて、町内公共機関や商工会等へポスターを掲示しています。	健康課

(2) 広報紙等を活用した啓発活動

取組（事業名）	事業内容	担当課等
広報紙等による情報発信	広報紙や町ホームページに相談窓口を掲載しています。また、自殺予防週間、自殺対策強化月間等にあわせて広報紙やLINE等を活用しこころの健康づくりに関する啓発を行っています。	健康課

施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組みも重要です。本町では、生きることの促進要因として、社会参加や交流の場が増えるよう居場所づくり活動を支援していきます。また、町民がいつでも相談ができるよう相談体制の充実と周知の強化に努めます。

(1) 居場所づくり活動

取組（事業名）	事業内容	担当課等
赤ちゃん相談 （赤ちゃんのへや）	妊婦や12か月までの乳児とその保護者を対象に子育て支援センター「木子里」にて月に1回保健師等による妊娠期の相談、計測・育児相談等を実施しています。保護者同士の交流の場になっており、孤立防止と相談による不安解消に努めています。	健康課 福祉課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児又はその保護者の親子活動や相互の交流を支援しています。子育て支援センター「木子里」にて「にこにこひろば」「2歳児さんあつまれ！」などを実施し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行っています。	福祉課
ボランティア・地域サークルなどの活動支援	ボランティア・地域サークルの場の提供や、活動に関する相談、情報提供等を実施しています。	健康課 福祉課 教育課 社会福祉協議会
放課後や週末等の居場所づくりの推進（アンビシャス広場）	久山わいわいクラブアンビシャス広場（生涯学習館）と山田ジュニアクラブアンビシャス広場（山田小学校体育館）と校区毎のアンビシャス広場を展開しています。	教育課
こども会育成会活動の推進	こども達に様々な遊びや体験の場を提供するとともに、接する機会が少なくなりつつあるこども同士の交流、地域の方とのふれあいができるよう図っています。	教育課
居場所づくりの推進	こどもや地域の方が交流できる居場所づくりを推進するため、「こどもと地域の居場所づくりチーム」を立ち上げ、地域で居場所づくりをする住民を支援します。	福祉課

児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。	福祉課
ふれあい・いきいきサロン	地域住民が生きがいを持っていつまでも元気に生活を送るため、参加者同士の交流や仲間づくりの場として活動しています。現在は各公民館や集会所ごとに月 1 回程度の活動を行っています。また、活動内容等については代表者会を開催し、定期的に情報交換等を実施しています。	社会福祉協議会
地域デイサービス	65 歳以上の基本チェックリスト該当者で、介護保険サービスを利用していない方を対象に、行政区の公民館及び集会所で介護予防や認知症予防のため通いの場を実施しています。町民の元気サポーターが活動支援を行い、定期的に元気サポーターを養成するための講座も開催しています。	福祉課 社会福祉協議会
ふれあいスクール	65 歳以上の基本チェックリスト該当者で、介護保険サービスを利用していない方を対象に、家に閉じこもりがちな高齢者が要介護状態になるのを防ぐため、運動や趣味的活動等を行っています。	福祉課 社会福祉協議会
認知症予防カフェ (わくわく茶わ会)	概ね 60 歳以上を対象に、認知症予防に重点を置き、コーヒーや日本茶を飲んだり、ものづくりや体操、健康講座を行っています。実施に関しては外部へ委託し、月 2～4 回久山町高齢者交流センターやヘルス C&C センターで開催しています。	福祉課
すまいるカフェ	認知症などの家族の介護をされている方を対象に困りごとや悩んでいることを話せる場を 3 か月に 1 回開催しています。共通の悩みを共有・共感することで、介護者の不安の軽減につながっています。	社会福祉協議会

お楽しみバスハイ ク	町内のひとり暮らし高齢者等を対象に、当事者と民生委員等との交流を目的にバスハイクを実施しています。	社会福祉協議会
町民交流センター （レスポアール久 山）の管理事業	誰でも来所できる居場所としての整備を図っています。	教育課

（２）相談体制の充実と周知の強化

取組（事業名）	事業内容	担当課等
こころとからだの 健康相談	九州大学久山町研究室の医師や町の保健師等が、個々の健康相談に面談・電話等に対応しています。	健康課
ストレスチェック	ひさやま健診の一斉健診に合わせてストレスチェックを実施し、必要な方には医療機関等の関係機関への紹介やストレス相談を実施しています。	健康課
転入者への保健事 業案内	転入者に対して町の保健事業案内を配布し、健診事業や相談事業等について周知しています。	健康課
妊産婦への支援	妊娠届出時や妊娠中にアンケートや面談を行い、健康状態や育児環境の支援が必要な方には保健師等が積極的に介入し、不安軽減に努めています。また、産後うつのハイリスク者に対しては、赤ちゃん訪問等の際にエジンバラ産後うつ病質問票等を活用し、母親の精神状態を把握しています。必要時には医療機関等の関係機関へつなげています。	健康課 福祉課
産後ケア事業	産後の心身の回復や育児に不安のある方等育児支援を必要とする母子を対象に、心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てできる支援体制を確保し実施しています。	健康課
久山町こども相談	こども自身の相談窓口として必要時には関係機関と連携し、支援しています。	福祉課

こども発達相談 (きらきらルーム)	心身の発達に遅れやその疑いのある乳幼児に対し、こどもの発達に合わせた療育支援や相談対応を専門職が実施しています。継続した支援により、保護者の不安の軽減に努めています。	健康課
障がい者相談支援 事業	障がい者及びその家族などの福祉に関する相談に応じ、一人一人に合ったサービス利用につなげています。また、実施に関しては外部へ委託し、連携を強化して支援しています。	福祉課

施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いのちや暮らしの危機に直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的なかつ実践的な方法や、辛い時や苦しい時には助けを求めてもよいということを、学校教育の段階から学ぶことが大切です。子どもたちがそういった状況に陥った際の対処法を理解するとともに、そのような対応をとれるようになるための教育を推進していきます。

(1) いじめを苦にした子どもの自殺予防

取組（事業名）	事業内容	担当課等
いじめ問題総合対策計画の策定	計画を基に、校内の指導体制や教育相談体制の整備、いじめの未然防止、早期発見・対応等の取組を計画的、継続的に実施しています。	教育課
学級満足度調査	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握し、必要時には適切な支援につなげています。	教育課
いじめに関するアンケート・教育相談、相談ポストの設置	いじめを受けている児童・生徒の早期発見と早期対応を行っています。	教育課
いじめ防止対策事業	いじめを受けている児童・生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進しています。いじめにあった際の相談先の情報等を児童・生徒が確認できるようタブレット端末に入れて周知しています。	教育課
スクールカウンセラー教育相談（いじめ含む）	学校で専門の相談員に相談できる機会を提供し、早期に問題発見・対応を行っています。	教育課
教職員向けの研修	いじめ問題についての適切な認識と共通理解を図り、教職員の指導力や資質の向上を図っています。	教育課
命に関する教育の推進	教育活動全体を通じて、学校の実態に応じ、「命に関する教育」を計画的に行い、命の大切さや人に対する思いやりの心を育てています。	教育課
心の教室相談	中学校で週2回2名の相談員を配置し、生徒の心のケアを行っています。	教育課

(2) 若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実

取組（事業名）	事業内容	担当課等
スクールソーシャル ワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーがさまざまな課題を抱えた児童・生徒、保護者等に対し、関係機関と連携して包括的に支援しています。	教育課 福祉課
不登校児童生徒支援 事業	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが不登校児童生徒や保護者と関わることで、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応を行っています。	教育課
巡回相談の実施	スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童・生徒の家庭の状況にも配慮し、連携して問題解決へとつなげています。	教育課

(3) 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

取組（事業名）	事業内容	担当課等
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費等の費用の一部を援助しています。	教育課
生活福祉資金の貸 付	低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行い、安定した生活をおくることができるように支援しています。	社会福祉協議会
ふくおかライフレ スキュー事業	制度では対応できない生活困窮等の問題に対し、社会福祉法人間で連携し、訪問・相談を通じて困りごとの解決を図っています。	社会福祉協議会
ドネーションバン クセンター	生活困窮世帯の方が自立した生活を送れるよう必要な物品の提供や、困りごとを解決するサポートを行っています。地域の方から寄付していただいたものや寄付金により対応しています。	社会福祉協議会
低所得子育て世帯 のこどもの学習支 援	福岡県で行われている「学習支援事業」について、広く周知しています。	福岡県 福祉課

(4) 若者の自殺リスクを低減させるための取組

取組（事業名）	事業内容	担当課等
自殺予防のためのアンケートの実施	中学生を対象に、夏休み明けにアンケートを実施しています。結果に応じ、ハイリスク者への介入や必要な支援につなげています。	教育課

施策 6 生活困窮者・無職者への支援

生活困窮の背景には、貧困、多重債務、失業、介護など自殺リスクにつながる多種多様な課題を複合的に抱えている方が少なくありません。また、地域や職場など他者とのつながりが希薄であるなど、関係性の貧困に苦しんでいるケースも考えられます。

また、失業は自殺のリスク要因の一つであり、無職に至った背景は、社会経済の影響や雇用環境の悪化のほか、心身面の課題や障がいなど、社会や個人の状況など様々な状況が考えられます。生活困窮の状態にある方・生活困窮に至る可能性のある方、無職者等が自殺に至らないよう、生活困窮者自立支援制度などと連動させて、効果的な対策を進めることが必要です。

(1) 生活困窮者・無職者等に対する相談窓口の充実

取組（事業名）	事業内容	担当課等
久山町消費生活相談室	月2回、さまざまな消費者トラブルの相談について、専門の相談員が応じています。	産業振興課
税滞納者への相談	月2回、納税が困難な方への相談に税理士が応じています。また、町職員が随時対応しています。	税務課
生活困窮者自立支援事業	福岡県自立相談支援事務所が生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援、家計支援、就労支援等を実施しています。	福岡県
心配ごと相談所運営事業	月1回、弁護士が法律に関する相談に応じています。	社会福祉協議会

(2) 生活困窮者等に対する相談窓口の周知と連携の強化

取組（事業名）	事業内容	担当課等
パンフレット等に関する周知	広報やホームページ、チラシ等で生活困窮者に対する相談窓口を周知しています。	健康課 福祉課 産業振興課

(3) 生活困窮者に対する個別支援

取組（事業名）	事業内容	担当課等
生活困窮者からの相談に対する対応の強化	生活困窮者からの相談に対し、自立相談支援事業所等関係機関と協力・連携しながら支援しています。	福祉課 福岡県

生活福祉資金の貸付（再掲）	低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行い、安定した生活をおくることができるように支援しています。	社会福祉協議会
ふくおかライフレスキュー事業（再掲）	制度では対応できない生活困窮等の問題に対し、社会福祉法人間で連携し、訪問・相談を通じて困りごとの解決を図っています。	社会福祉協議会
ドネーションバンクセンター（再掲）	生活困窮世帯の方が自立した生活を送れるよう必要な物品の提供や、困りごとを解決するサポートを行っています。地域の方から寄付していただいたものや寄付金により対応しています。	社会福祉協議会

施策 7 高齢者への支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいため、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ることや、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等が求められます。

(1) 包括的な支援のための連携の推進

取組（事業名）	事業内容	担当課等
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターが中核となり、地域の事業所や医療機関等の関係機関と連携をとりながら高齢者を支援しています。	福祉課
地域ケア会議（再掲）	地域の高齢者が抱える課題を自殺対策支援も考慮して検討を行い、個別支援やネットワークの構築を図っています。	福祉課

(2) 援助が必要な高齢者に対する支援

取組（事業名）	事業内容	担当課等
老人世帯巡回員派遣事業	概ね 65 歳以上の単身世帯や高齢者のみ世帯を対象に、週 1 回巡回員が安否確認のため訪問等を行っています。	福祉課 社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者等の見守り	地域が一体となって、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の見守りや支援体制の共有を行っています。民生委員や地域の見守り協力者などが各家庭へ訪問し、必要時には町と連携のとれる体制をとっています。同時に、災害時の支援に関する情報共有も行っています。	福祉課 社会福祉協議会
訪問型サービス事業	高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯等を対象に、買い物代行やゴミ出し支援等の日常生活上の困りごとについて支援しています。	福祉課 社会福祉協議会

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

取組（事業名）	事業内容	担当課等
こころとからだの健康相談（再掲）	九州大学久山町研究室の医師や町の保健師等が、個々の健康相談に面談・電話等に対応しています。	健康課
ストレスチェック（再掲）	ひさやま健診の一斉健診に合わせてストレスチェックを実施し、必要な方には医療機関等の関係機関への紹介やストレス相談を実施しています。	健康課
総合相談支援事業	地域包括支援センターにおいて、介護に関するさまざまな相談に応じ、必要な場合は適切な機関・サービスにつなげています。	福祉課

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取組（事業名）	事業内容	担当課等
ふれあい・いきいきサロン（再掲）	地域住民が生きがいを持っていつまでも元気に生活を送るため、参加者同士の交流や仲間づくりの場として活動しています。現在は各公民館や集会所ごとに月 1 回程度の活動を行っています。また、活動内容等については代表者会を開催し、定期的に情報交換等を実施しています。	社会福祉協議会
地域デイサービス（再掲）	65 歳以上の基本チェックリスト該当者で、介護保険サービスを利用していない方を対象に、行政区の公民館及び集会所で介護予防や認知症予防のため通いの場を実施しています。町民の元気サポーターが活動支援を行い、定期的に元気サポーターを養成するための講座も開催しています。	福祉課 社会福祉協議会
ふれあいスクール（再掲）	65 歳以上の基本チェックリスト該当者で、介護保険サービスを利用していない方を対象に、家に閉じこもりがちな高齢者が要介護状態になるのを防ぐため、運動や趣味的活動等を行っています。	福祉課 社会福祉協議会

認知症予防カフェ (わくわく茶わ会) (再掲)	概ね 60 歳以上を対象に、認知症予防に重点を置き、コーヒーや日本茶を飲んだり、ものづくりや体操、健康講座を行っています。実施に関しては外部へ委託し、月 2～4 回久山町高齢者交流センターやヘルス C&C センターで開催しています。	福祉課
お楽しみバスハイク (再掲)	町内のひとり暮らし高齢者等を対象に、当事者と民生委員等との交流を目的にバスハイクを実施しています。	社会福祉協議会
シニアチャレンジ 応援事業	70 歳以上の高齢者を対象に、新たな趣味や生きがいを見出すためにエコバス無料券とチャレンジ応援クーポンを交付し、ひきこもり予防や健康増進につなげています。	福祉課
シニアクラブ活動 支援	各地区のシニアクラブに対し、町が活動費を補助し、久山町社会福祉協議会が事務局となって活動を支援しています。	社会福祉協議会 福祉課
シルバー人材センター 運営支援	久山町シルバー人材センターに対し、運営費の補助を行い、会員確保のため会員募集等の広報を行っています。	福祉課

５．資料編（相談窓口） ※年末年始と祝日は除きます

久山町の相談窓口

相談内容	担当部署・電話番号	対応可能日時
こころとからだの健康相談	久山町ヘルス C&C センター (久山町役場 健康課) 092-976-3377	月～金：9 時～16 時 (電話で要予約)
妊産婦・こどもの健康等に関する相談	こそだテラス little (ヘルス C&C センター内) 092-976-3377	月～金：8 時 30 分～17 時
こどもや子育て家庭に関する相談 (久山町こども家庭センター)	こそだテラス (久山町役場 福祉課内) 070-3173-8673 (直通)	月～金：8 時 30 分～17 時
高齢者介護等に関する総合相談	久山町役場 福祉課 092-976-1111	月～金：8 時 30 分～17 時
学校生活等に関する相談	久山町役場 教育課 092-976-1111	月～金：8 時 30 分～17 時
多重債務に関する相談 (消費生活相談)	久山町役場 産業振興課 092-976-1111	第 2・4 水曜 相談時間 10 時～15 時 30 分
税に関する相談	久山町役場 税務課 092-976-1111	月～金：8 時 30 分～17 時
法律に関する相談 (心配ごと相談)	久山町社会福祉協議会 092-976-3420	第 3 木曜：10 時～12 時 (祝日の場合は翌週木曜)
配偶者・パートナーからの暴力、 セクハラ、家族等に関する相談	かすや地区女性ホットライン 092-401-5353	月～日：10 時～17 時 (木のみ～19 時)

福岡県の相談窓口（令和7年4月1日現在 福岡県ホームページより）

自殺予防

相談機関名	電話番号	開設日時
ふくおか自殺予防ホットライン	092-592-0783	24 時間 365 日対応
きもちよりそうライン@ ふくおかけん 	LINE ID : @469xxbam	月・木：16 時～19 時 (年末年始除く)
福岡いのちの電話	092-741-4343	24 時間 365 日対応
いのちの電話インターネット相談 ※メールでの相談を受け付けます	https://netsoudan.inochinodenwa.org	

心の悩み

相談機関名	電話番号	開設日時
心の健康相談電話 ※専門の相談員による相談	092-582-7400	月～金：9 時～16 時
心の電話 ※専門の相談員による相談	092-821-8785	火・水・金：13 時～17 時 盆休み
チャイルドライン ※18 歳までの相談窓口 	0120-99-7777 チャット・「ネット でんわ」アプリで もつながれます	毎日：16 時～21 時 12 月 29 日～1 月 3 日除く

自死遺族

相談機関名	電話番号	開設日時
福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500	月～金：8 時 30 分～17 時 15 分
自死遺族法律相談 (福岡県弁護士会)	092-738-0073	第 1 水曜：13 時～16 時

うつ病など、心の病に関する悩み、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症、
ひきこもり・不登校など青少年の心の悩み

相談機関名	電話番号	開設日時
福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500	月～金：8 時 30 分～17 時 15 分
粕屋保健福祉事務所	092-939-1185	月～金：8 時 30 分～17 時 15 分
福岡県若者自立相談窓口	092-710-0544	月～土：10 時～19 時

犯罪・人権・性暴力

相談機関名	電話番号	開設日時
心のリリーフ・ライン (犯罪被害者の心のケア) 福岡県警	092-632-7830	月～金：9時～17時45分
福岡犯罪被害者総合サポートセンター	092-409-1356	月～金：9時～16時
被害者ホットライン (福岡地方検察庁)	092-734-9080	月～金：9時～12時 13時～17時
法テラス犯罪被害者支援ダイヤル (法テラス(日本司法支援センター))	0120-079714	月～金：9時～21時 土：9時～17時
福岡県警察安全相談コーナー	短縮ダイヤル #9110	月～金：9時～17時45分
○みんなの人権110番 ○こどもの人権110番 ○女性の人権ホットライン	0570-003-110 0120-007-110 0570-070-810	月～金：8時30分～17時15分
性暴力被害者支援センター・ふくおか	092-409-8100	24時間365日対応
性犯罪被害相談電話「ハートさん」	短縮ダイヤル #8891 短縮ダイヤル #8103	24時間365日対応

多重債務

相談機関名	電話番号	開設日時
福岡県消費生活センター	092-632-0999	月～金：9時～16時30分 日：10時～16時
法テラス・サポートダイヤル	0570-078-374	月～金：9時～21時 土：9時～17時
福岡県弁護士会法律相談センター (予約番号)	0570-783-552	
福岡財務支局(多重債務相談窓口)	092-411-7291	月～金：9時～17時
日本クレジットカウンセリング協会 福岡相談室 (相談・カウンセリング無料)	0570-031640	月～金：10時～12時40分 14時～16時40分
グリーンコープ生活再生相談室 (相談・貸付)	092-482-7788	月～土：9時30分～18時 ※祝日可
福岡県司法書士会 (ベッドサイド法律相談窓口)	092-762-8288	月～金：10時～16時

労働上の問題（解雇、労働条件、いじめ、セクハラ等）

相談機関名	電話番号	開設日時
福岡県労働者支援事務所 （福岡）	092-735-6149	月～金：8時30分～17時15分 （水曜のみ20時まで、水曜が祝日の場合翌日）
福岡労働局総合労働相談コーナー （福岡東）	092-687-5342	月～金：9時～16時45分

就労の悩み相談（40歳未満を対象）

相談機関名	電話番号	開設日時
若者サポートステーション （福岡）	092-739-3405	月～金：10時～17時(予約受付) ※予約に基づく個別相談は土曜も実施

DV（配偶者・恋人からの暴力）

相談機関名	電話番号	開設日時
福岡県女性サポートホットライン	070-4442-3893	月～日：9時～17時 年末年始を除く、面談は要予約
福岡県あすばる相談ホットライン	092-584-1266	火～日、月（祝日のみ）9時～16時30分、金曜（祝日除く）は18時～20時30分も可。 8月13日～15日、年末年始を除く。祝日以外の月曜（月曜が祝日の場合は翌日）は休み。
福岡県配偶者暴力相談支援センター （粕屋）	092-939-0511	月～金：8時30分～17時15分
配偶者からの暴力相談電話 （夜間・休日）	092-663-8724	月～金：17時～24時 土日祝：9時～24時
男性DV被害者のための 相談ホットライン	070-4410-8502	火、木：18時～21時 土：10時～13時
LGBTの方の DV被害者相談ホットライン	080-2701-5461	第1日曜：14時～17時 第3水曜：18時～21時